**直結増圧式給水条件承諾書（新設・既設）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

大和郡山市上下水道事業の管理者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者（所有者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　番　号

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置の設置場所 | 大和郡山市・安堵町（建物の名称） |
| 指定給水装置工事事業者 | 氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印電　話　番　号 |
| 増圧給水装置等の管理人（連絡先） | 氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印電　話　番　号 |

今回、上記設置場所において直結増圧式給水の給水装置工事を申込するにあたり、「直結増圧式給水に関する取扱基準」を遵守するとともに、下記の事項について承諾いたします。

1. 故障時の対応

直結増圧式給水は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯留機能がないため水の使用ができなくなることを承知しています。なお、停電や故障により増圧給水装置が停止したとき又は水圧低下により一時的な出水不良が発生したときは、非常用給水栓を使用します。

1. 定期点検

増圧給水装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年以内に1回以上の定期点検を行うと共に、必要な修繕を行い、使用者ごとに設置する逆流防止器具等についても、適正に保守します。

1. 損害賠償

直結増圧式給水に起因する事故が発生し、大和郡山市上下水道事業の管理者(以下「管理者」という)及び他の使用者等に損害を与えた場合は責任をもって保障します。

1. 管理人等の継承

所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの直結増圧式給水が条件承諾付であることを熟知させ速やかに管理者に届出します。

1. 既設給水管の使用責任

既設給水管の使用による直結増圧式給水とした場合、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替等を所有者又は使用者の責任において行い、管理者の指示に従い速やかに改善をします。

1. 水道メーターの管理、取替え及び検針、開閉栓時の措置

水道メーターは維持管理及び計量に支障のないようにし、検針及び開閉栓の業務等に支障をきたさないよう空間の確保を行い建物内に立ち入ることを承諾します。オートロック設備付共同住宅の場合は、これら装置の解除を速やかに行います。必要に応じて、暗証番号の開示、鍵の提出を行います。なお、支障が生じた場合は、管理者の指示に従い、所有者又は使用者の費用で速やかに改善をします。

　又、計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えには、管理者に協力することを承諾します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裏面へ続く

７.　各戸検針及び各戸徴収

　　　各戸検針及び各戸徴収を要望する場合は大和郡山市の「共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱に基づいて契約します。

８.　管理区分

　　　管理区分は、市メーターまでとし、同メーター２次側以降及びメーターバイパス管は、所有者の責任において維持管理（漏水の防止、修繕工事等）します。

　　　増圧装置の故障に備え、修繕委託業者を明確に掲示し、所有者が責任をもって速やかに対応します。

９.　増圧装置の稼働状況

将来の水圧変動や使用量増加により出水不良が発生した場合は、所有者の責任で増圧装置等の見直しを行うなど速やかに対応します。

配水管水圧の変動状況により、増圧装置が稼働しない場合があることについて理解するとともに、このことについて管理者に異議申し立てしません。

１０.　建築物の用途等の変更

該建築物の用途に変更がある場合、管理者と協議し、その指示に従います。また、所有者、維持管理業者等の変更がある場合、管理者に届け出るとともに、「直結増圧式給水に関する取扱基準」に定めた内容を周知し継承します。

１１.　条例・規程等の遵守

　　　上記各項のほか、取扱上必要な事項については、大和郡山市水道事業給水条例及び大和郡山市水道事業給水条例施行規程並びに直結増圧式給水に関する取扱基準を遵守して施工します。

１２.　紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、管理者には一切迷惑をかけません。